

表の説明

措置事項	2. 定員管理・給与の適正化 (1) 定員管理の適正化		第5次 行政改革大綱 内容
<p>第四次行政改革では目標達成ができたので、引き続き同等組織の統廃合を行うなどして機構の増大を防ぐことを基本とし、極力定員の縮減に努める。また、今後財源の自然増が望めない状況であるので可能な限り定員及び人件費の抑制をし、数値目標の公表をして定員の適正な管理に努める。</p> <p>○定員適正化計画の目標数値 169人(現職員数172人※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別職(町長、助役、教育長※)除く ・北設広域事務組合出向者(2名※)含む ・病院職員(70名※)含む <p>※人数は平成16年4月1日現在</p> <p>○長期的経営視点から採用計画を定め、財政構造の適正化を考慮した採用を行う。</p>			
項目	内容	効果・目標	計画内容 (集中改革プラン)
定員の削減	定年退職者の補充については、原則新規採用を行わない。ただし、病院の有資格者については今後検討を行う。	職員数157人以下 (平成22年4月1日)	